

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第五章 日農主体性派第六回大会

第一節 日農第六回大会

主体性派日農第六回全国大会は三月一日より二日間東京において開催された。出席府県連二四、代議員二二五名で議長に斎木(福井)小林(新潟)を選出、日農統一派浜野書記長、私鉄労連山口顧問らの祝辞と挨拶ののち大森事務局長の一般活動報告と中村事務局員の会計報告があり承認、運動方針その他の議案審議に入った。第二日もひきつづき農業団体再編成に関する件その他の議案を討議しおわって役員選任結果の発表があり、中央執行委員長八百板正、副執行委員長足鹿覚、上林与一郎、書記長大森真一郎ほか各役員が決定した(その他の役員氏名は、農民団体の現状の項を見よ)。

まず五三年度運動方針組織形態の討議については、闘争の目標についてはかなり明確にされながら、日農の組織形態をどうするかの問題に関しては論議まとまらず、本部側も強引な割切り決定をいそがず、あらゆる見解を引き出して討議させるという方針をとり論議をつづけたが、ついに運動方針を成文化するに至らず、一カ年間は成文化された運動方針、組織原則を立てないという、農民団体としては異例の結果に終わった。

まず大森書記長は運動方針、組織拡大に関する件を提案説明し、全国的単一組織がのぞましいが、当面は専門的貧農を中心として地方分権的な組織を固める必要があるとのべ、これに対し総本部足鹿は農民各層の幅の広い組織体として確立し、また関西は東北と農村事情がことなるので関西総局を設けるべしと提案した。また清沢は日農を全国単一組織として旧地主等の反動勢力と対決すべしと主張、これに対し阿部山形県連代表は現地の闘争の実情から、農協等をふくめた広汎なカンパ闘争をつづけたが日農の方向と喰いちがいが生じたとのべ、足鹿はこれに対し、貧農は漸次労働運動に参加しつつある、農民運動の主体としての日農は、専門的農民の転落を防止する闘争の組織体となるべきであると反論、大森も専門的貧農を中心に、広汎な農民層を運動にひき入れるべきだとこれに賛成するなど種々の討議がなされ、結局この一年は従来通り全国単一組織として日農を確立し運動を展開することになった。そして、全国単一組織、地方分権組織、連合体組織の三原則については最終的な決定をせず、今後一カ年の闘争経験のあとで再検討して決定することになった。大会スローガンおよび本部提案の運動方針説明の要旨と、決定をみた組織拡大の件は次にかかげる通りである。

(大会スローガン)

- 一、平和と民族の独立を守れ
- 一、軍用地のための土地取上げ反対、小作地山林の即時解放
- 一、つぐなう米価と安い肥料を農民へ

- 一、農業施設、農業資材、生活のために金をよこせ
- 一、戦争準備の税金反対、農民課税の適正化
- 一、農村の二、三男に職をよこせ
- 一、反動的農業団体再編成反対
- 一、農民に団結権を与えよ
- 一、農民戦線の統一、労農提携の強化
- 一、アメリカの手先吉田内閣打倒
(運動方針説明要旨)
- 一、一般情勢

経済危機が深刻化している。しかし、各国の軍備拡張における矛盾が全面的戦争への進展をゆるくしている。米国の支配が日本の経済に滲透し、この経済破綻のシワが農村に寄せられている。

二、農業情勢

旧地主制がかけをひそめて零細農家が創出され、階級対立は薄らいたが、決して解消されていない。

山林地主への隷属は最近とくに強化されつつある。地主層は弱体化したとはいえ、いぜん経済的支配の基盤を保持し、地主、富農の結合は農民支配の反動勢力として現われている。

三、日農の組織的中核

日農の階級的基盤は専門的貧農であり、これには第二種兼業も含まれている。

四、運動の目標

(1) 独占資本との対立

しかしこのことは農民組合総同盟の如く、農村内部における階級性の問題の解消とするのは誤りである。日農は、貧農を中核として闘う組織をつくり、独占資本及び農村における反動勢力と対決する。独占資本は国家権力を通じて支配を及ぼしてくるから、国家権力との闘争を強めなければならない。

(2) 工業闘争

(3) 農業近代化と階級闘争

現在の農政活動という形で近代化の問題を取り上げるのではなく、富農、貧農との階級性の上に立ってこの問題の解決を遂行する。

五、農民運動の動向

各階層別の利害にもとづく運動の展開が最近の特徴である。

六、組織形態

(1) 今日のように直接独占資本と対決せざるを得ない条件のもとでは中央集権的全国単一組織をとるべしという立場。

(2) 地方別独自制をもつ運動が行なわれている現状を重視して地方分権的組織をとるべしという立場。

(3) 連合体組織をとるべしという立場。

七、日農組織の批判

単一組織をとっているが現状は県単位で独自の闘争を行っている。現在の日農総本部は単一組織の中枢部となりえているか。

(組織拡大に関する件)

当面の諸情勢にかんがみ、具体的な組織拡大強化の闘争を左記要領にもとづき強力に展開する。

一、当面選挙闘争を通じて、組織の整備強化をはかるとともに地区協、県連の再建をはかる。

二、日農独自の講習会を広汎に開催し、散発的でなく、組織の各段階に応ずる農民学校として展開する。また他団体との協力による講習会を積極的に開催し一切を組織の拡大強化に集約する。

三、各種会合の決議化はもちろんであるが、特に部落会合の指導強化に重点を指向する。

四、分裂工作に対する強力な闘争を展開する。

つぎに参議院議員選挙に関する件を討議、闘争方針と日農推薦議員を決定、林野対策、食糧増産対策に関する件等を原案通り可決した。また財政確立に関する件では、第五回大会以後、総本部は、「日農の中枢部であるという機能をほとんど失い、地方組織の活動からほとんど断ちきられている」と実情がのべられ、組合費納入、財政確立の必要が力説され、原案が可決された。大会における主要な決議は次の通りである。

(大会決議)

(一) 災害補償対策に関する件

現在の農業災害補償制度は、その運営の面でも共済金の使い方でも、全くボスににぎられ、これらの反農民的勢力によって自由に支配されている。われわれは、このような農業災害補償制度の現状を根本的にあらため、農民を災害から救い農業の発展を確保するため、

一、基本的対策として、任意共済は、農協組に一元化し、農作物の災害は、被害の金額を国庫負担とすること。

を要求し、当面のこの要求実現のため、つぎのことを闘いとらなければならない。

二、共済組合に巢喰うボス、地主勢力などの不正の摘発、それを組合から追い出して、組合を民主化すること。

三、損害評価委員の構成を民主化するとともに、共済金の支払いは農民の損害を認めさせること。

四、無被害農家には共済掛金を払い戻す制度を設けること。

(二) 食糧増産対策に関する件

政府はさきに「食糧増産五ヵ年計画」を策定したが、これに必要な予算はわが国の軍事化体制を急速に推進することを特徴とする二八年度予算において大幅に削減され、食糧増産関係予算は実際には前年度とほとんど変わらないこととなった。その結果、政府は米麦のほかに芋と雑穀の増産をはかり、食生活の改善という名目で芋と雑穀を増産量に織り込む、という計画の修正を余儀なくされた。これは、まさしく軍事予算下、軍事化経済のもとで、国民大衆をいよいよ窮乏生活へおとし込む食糧政策であって、かかる増産政策に対しては、われわれは断乎として反対する。しかも増産計画の主な実施内容である土地改良・拡張事業および耕種改善事業は、現在の農村における農民をめぐる諸関係のもとでは、結局、地主その他の支配勢力および一部の富農層にその効果の大部分が持ち去られる事情にある。すなわち、政府の食糧増産政策は、現在の農村諸関係のもとでは、農村の反動勢力に奉仕し、これを育成し、ファシズム体制の社会的基礎を強化するためのものである、といわなければならない。われわれは、このような反動的食糧増産政策に反対し、

一、かんがい排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水など農地改良事業の対象になるものから地主その他の支配勢力を追い出し、これらを解放せしめて農民的管理を実現する闘争。

二、開田、開畑、埋立、干拓など農地拡張事業の対象になるものについては地主所有地、国有地などの解放闘争をつうじて第三次農地改革の農民的推進を目ざす闘争。

三、増産事業費を農民の職よこせ、土地よこせの闘争と結びつけ、地主その他の支配勢力から奪取して勤労農民のために使用する闘争。

などを強力に組織し展開して、政府の反動的食糧増産政策を、その実施の末端において農

民的なものへ転化させなければならず、それとともに、あわせて、
一、軍事的支出をなくし、農業と国民政策の改善、発展のために大幅な食糧増産予算を編成すること。
二、土地改良費、病虫害予防費はすべて全額国庫負担とすること。
三、増産地区については、特定年限、所得税、固定資産税を免除すること。
四、増産事業施行にともなう農具家畜の導入費を補助すること。などの要求貫徹のために闘わなければならない。
(三) 農林金融対策に関する件

農民は、売る物は安く、買う物は高く、更に課税の重圧にひしがれて、農業資金に窮乏し生活もみじめな状態におしこまれている。これに対して、政府の農林業に対する金融政策は、一部の特権官僚とボスにあやつられ、また、政府資金は農村の反動勢力と一部富農の手にのみ流れ込んで、真に困っている農民を打ち捨てている状態であって、貧しい農民は、しだいに古い封建的な農村金貸しの手によってつかまれ、借金奴隷化する傾向を深めている。

われわれは、このような農民に対する金融の現状を根本的にあらため、農業の民主的で自由な発展と農民生活の安定を実現するため、つぎのことを要求し、精力的に活動しなければならない。

一、農林漁業金融公庫について

(1) 農林漁業金融公庫の運営については、その官僚化を徹底的に排除するとともに、融資の決定などを一部特権者の独占から守るため、農民をも含む民主的代表をもって農林漁業金融公庫運営審議会を設置すること。

(2) 融資対策を拡大し、金利を引下げ、償還期限を延長すること。
二、農民の土地所有を守るため自作農創設維持資金を増額すること。
三、農業手形制度は町村、農協組の保証で貧しい農民に融通するようあらためること。また、貸出し期間を融通対象種目および地帯の実情に即して合理化し、利率を下げること。
四、転落農民、開拓農民、零細農民に無担保で生活資金を与える金融措置を講ずること。
五、農林中央金庫の余裕金は単位農協組に還元して農民に貸し出すこと。

六、農協組の再建整備のための増資絶対反対。農協組は、その経営を民主化し、責任制度を確立し、経営をすみやかに健全化するとともに、政府は農協組の資金流通を促進するため長期低利の資金を供給すること。

(四) 農業団体再編成に関する件

政府ならびに農業界のボスとの共謀によって行なわれようとしている農業団体の再編成は、農民を官僚の直接支配のもとにおき、わが国の隷属化の支柱を農村に確立し、農村の民主化をはばみ、民主的農民運動、農協の自主的発展を封殺しようとするものであって、われわれはこれに全面的に反対し、つぎの諸点の実施を要求する。

一、農民の利益代表機関は農民の自主的組織である農民組合以外にはない。政府はこの農民組合のもとにおける農民の団結権を保証するため「農民組合法」を制定すべきである。
二、農業委員会を改組して、官製の農民の利益代表機関を設置することには反対である。農業委員会の業務は農地法および供出関係業者に限らるべきである。

三、農業協同組合は、その内部の指導機能を総合的かつ効果的に発揮できるよう改組し、農民の自主的経済的団体として強化すべきであるが、官僚支配を強め、農協の国家に対する隷属を推し進め、系統農協組織の自主性を抑圧する農業協同組合中央会の設置には反対である。

(五) 産業開発青年隊および農村建設青年隊に関する件

いま政府は農村青年に職を与え、技能を修得させ、農村建設、国土開発に役立たせるといふ名目で、安い賃金、飯場的仕組みなどのもとで農村青年を集団組織へかり立てる二つの道を用意している。その一つが戦時中の産業報国隊と同じ性格の産業開発青年隊であり、他の一つが同じく戦時中の満州開拓の再版、農村建設青年隊である。

われわれは、これらの二つの集団組織が、職を求め土地を求める農村青年ののっぴきならぬ窮状につけこんで、暴力支配の予備軍をつくり出すものであることに重大な警戒を払うとともに、つぎの方法によって政府の企図するこれらの二つの青年隊編成に対して闘わなければならない。

(1) 基本になる闘争は、日農が中心になって農村青年に職よこせ土地よこせの要求をとり上げ、これを高め、この要求を土台にして農村青年を組織に固めることである。

(2) 公共事業に名をかりて農民の労力が使われる場合にはタダ働きを拒否して、食える賃金を要求するとともに、公共事業費の地元負担をなくすため、その全額国庫負担の要求をひろげる。

(3) 公共事業をくい物にする地主その他の農村支配勢力と闘い、かれらを追い出して、土地改良その他の公共事業を勤労農民が握り取る闘いを進める。

(4) 産業開発青年隊については、その仕事や待遇の内容をバクロしてそのボイコット運動を行うが、既に編成されたところでは隊参加者のなかに組合をつくる工作を行う。この組合は、隊の待遇改善要求、土建ボスの摘発などをつうじて、隊そのものを闘争の組織に成長させることを任務とするものである。

(5) 農村建設青年隊についても右と同様であるが、なお、土地よこせの要求を山林原野を所有する地主に向け、地主所有の山林原野の解放闘争に発展させながら、この青年隊のなかに、土地解放による農地拡張の要求をひろめなければならない。

(六) 農民課税に関する件

政府はいよいよ深まりゆくわが国隷属財政の軍事的性格をゴマ化し、財政による勤労国民大衆の収奪をいんぺいするため、二八年度において一〇〇九億円の減税をとнаえている。これはもちろん税法上の所得税についてのみの計算上の減税で、勤労国民大衆が実際に政府に納めなければならない国税は前年度に比べて増税であり、しかもこれに加えて地方税は税法上でも実質上でも大幅の増税が予定されている。

われわれは、このようなアメリカのための軍備を進め、植民地ファシズム体制を確立するための税金の取り立てに絶対に反対するとともに、農民課税についてつぎの諸点の実施を要求する。

- (1) 農民に対する課税は、最低生活費の確保のため基礎控除、扶養控除を大幅に引き上げること。
- (2) 高額所得には一層の税率の累進をはかり、少額所得に対する税率は大幅に引き下げること。
- (3) 青色申告農家に与えられている専従者控除および被害損失金額の繰越控除を青色申告農家以外にも認めること。
- (4) 農業協同組合への預金には利子所得税は課さないこと。
- (5) 占領軍の接收農地その他の損害補償金および電源開発による損失補償金などはすべて所得税の課税対象としないこと。

- (6) 土地改良費は全額必要経費とすること。
- (7) 農業所得標準は農民代表を加えた農民所得査定委員会を設置して民主的に決定し、農民の自主申告を認めること。
- (8) 市町村民税の所得割の課税標準は所得税額とし、税率は累進率をとること。
- (9) 所得税において扶養控除を受けるものについては均等割を課さないこと。
- (10) 農家に対する固定資産税については、免税点を大幅に引き上げるとともに税率を引き下げること。
- (11) 農業協同組合に対する法人税は撤廃すること。

なおこれらの要求の実現のための闘争を組織するにあたってはつぎの諸点について活動が発展させられなければならない。

(1) 日農を中心にして反動分子を除いた村民あるいは住民協議会を結成する。この場合協議会は、村民大会あるいは住民大会などの大衆的結集にもとづいて結成されなければならない。

(2) 村民・住民協議会は、所得標準の作成、市町村民税の課税標準などについて税務署・町村役場などとの交渉団体となる。特に、市町村民税闘争にあたっては協議会は、居住労働者との協力・提携を求めて町村機関に対する闘争をおし進める。

(3) 村民・住民協議会は、地主その他町村支配勢力の不正その他農民や住民を圧迫している事実をバクロして、これらの反動勢力に対する村民・住民の攻撃を組織する。

村民・住民協議会は、納税不能者の滞納税金の免除要求、差押え物件の引上げ反対などの闘争をおし進める。

(七) 肥料対策に関する件

昭和二五年八月の肥料統制撤廃以後における政府の肥料政策は特にロコツきわまる肥料独占資本の擁護に終始している。すなわち、朝鮮戦争が勃発してからの肥料の値上りによる農民の苦しみはそのまま放置しておき、逆に最近における価格の低落に直面すると国内価格については安定帯を設けて独占価格維持の支柱を設け、輸出価格については投げ売りを認めるという、農民にすべての犠牲を強要する価格政策をとっている。われわれは、政府のかかる反農民的・農業破壊的肥料政策に反対し、つぎの要求のもとに、肥料の農民的確保のために闘わなければならない。

(1) 政府は、安い肥料を適時必要なだけ農民が確保できる政策的保証の道を講ずるため、肥料に対する国家の直接管理を実施すること。

(2) 肥料産業の軍需産業への転換に徹底的に反対し、わが国肥料産業の平和的發展をはかるため、中国その他民主民族国家に対する肥料の平和的輸出の途をひらくこと。

(3) なお、当面緊急の肥料獲得闘争としてつぎの運動をおこなう。

(イ) 今回設定された硫安安定帯価格に絶対反対し、春肥価格はインド、台湾、朝鮮などへの輸出価格なみに取引きするよう農協に要求し、農協とともに闘うこと。

(ロ) 国内の需要および価格に影響するような輸出に反対すること。

(ハ) 肥料価格につき、カルテル行為禁止を要求すること。

(ニ) 肥料対策委員会を法制化し、これに製造原価調査に関する権限を与え価格の低下をはかること。

(ホ) 農民は春肥の必要全量を農協に注文し、農民の唯一つの経済団体としての農協の防衛と発展とをはかることにするが、農協に対しては、肥料独占資本や政府との談合的価格づけをやめさせ、肥料に対する農民の要求を守り、特に貧しい農民に対するカケ売り、肥料商に隷属してゆく窮迫した農民の救済など、真に農民の農協として進む途を確立させ、反農民的政策と農民を搾取する肥料独占資本とに対する農民の闘う戦線の一翼とならしめること。

(ヘ) 肥料工業労働者と提携して、価格低下のため、更に基本的な肥料政策の実現、確立のために共同闘争をつづけること。

附帯決議

硫安二割以上の節約運動を展開し、これによって不当価格ボイコットの効果の実現を期

す。
(八) 労農提携に関する件

労働者を低賃金で苦しめる資本家とその代弁たる吉田内閣は、一方農民に対して低米価を押しつけ農村搾取の諸政策をとおして農村の貧窮化をねらい、これを低賃金を支える最大の条件にしている。労働者を苦しめ農民を苦しめる資本と政治の支配者は同一人であり、吉田内閣そのものである。われわれはこの共同の敵を倒すために随所に提携して、労働者農民の解放は切り離せぬ一体のものであることを、農民の一人一人に、労働者の一人一人に徹底させ理解を高めねばならぬ。そしてまたこれは単なる観念の問題でなく、あらゆる活動の実践を通じてしみ込ませることが必要だ。

とりあげる問題は多いが、いま手近な一、二の点をひろいあげ、これを実行していきたい。

- (1) 労組と組織労働者に農村活動を積極的に促す(中央でも地方でもやる)。
 - (イ) 労組の農村対策の積極化要請。
 - (ロ) 農村居住労組員が中心になり、萌芽的グループをつくったり、また農民の集会や組織に協力して貰うみちを計る。
 - (ハ) 農村地域で労農共同の講習会等々集会をひらく。集会は労農十分に連絡して相互出席参加をはかる。
- (二) 農産物生産費調査を労組と協力してやる。
 - (2) 組織農民を労働組合の闘争に積極的に動員協力せしめる。
 - (イ) ふだんに於ても共同出荷などにより農民組織から農産物を労組に入れる。
 - (ロ) 労組の闘争時の兵站部は、農民団体に引受けさせ、併せて動員をする(この場合打算を度外視して運動としてやる)。
- (九) 土地闘争に関する件

農地改革は、国有地はそのままにし、地主には小作地の保有を認めその所有する林野には全く手をつけず、かくして、農民に対する広汎な土地支配の基盤を温存し、地主勢力の維持、復活のため大きな支柱を残した。しかも、そればかりでなく、最近においては、占領軍、保安隊の基地、演習地のため暴力的に農民から土地を取り上げ、かくて内外反動勢力一体となって農民の土地所有を脅かし、軍事的、地主的支配のもとに農民を押しつぶそうとしている。これに対して、われわれは

- (一) 一切の地主保有の農地とともに国有、地主所有の林野の解放とそれらの農民的な配分と管理。
- (二) 軍用地のための土地取り上げ反対、その即時解放。
- (三) 水利、農道などの解放とそれらの農民管理。

を要求し、反動勢力の農民に対する攻撃を断乎としてハネ除け、農村の真の民主化、農民の自由な土地所有、農業の平和的かつ自由な発展を闘い取るため力をつくして闘わなければならない。この要求を実現するための闘いの仕組み、形態などは、それぞれの地域の具体的実情や勢力関係に適應して屈伸自在につくり出され築き上げられなければならないが、一般的方向としてはつぎのように打ち出されることが必要である。

(一) これらの要求の相手が、地主およびこれと結合する農村の反動的・封建的支配勢力であり、米日反動勢力であり、闘いの場所はきわめて深刻に農村であり、これらの支配機構を打ち破るためには、一切の反農民的勢力に対して勤労農民が団結して闘う以外に手段はないという思想をひろめること。

(二) 軍用地のための土地取り上げに対しては、農民の力づくの土地防衛組織をつくり、侵入者をしりぞける手段をとること。

(三) 土地よこせ闘争、水利、農道の解放闘争については、地主その他の所有者、支配者およびこれらのものと結託しているものに対して、農民の組織された闘争を直接的に

向け、彼らから解放を闘いとる闘争を進めること。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
